

10 いじめへの対応について

「学校いじめ防止基本方針」をもとに、いじめへの対応を行う。

一関市立山目小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止のための基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こりえるもので、いじめを受けた児童は教育を受ける権利を著しく侵害され、心身の健全な成長及び人格の形成を著しく阻害される。本校では、いじめの児童に及ぼす影響をしっかりと認識したうえで、誰もが安心して学校生活を送られるように、全職員が共通理解を図り、同一歩調のもと、いじめのない学校作りに取り組んでいく。

2 いじめ防止のための基本的な施策

(1) いじめの未然防止の取り組み

いじめはどの児童にも起こりうるもので、全児童が関わって作り出されている問題であるという認識をもっていじめの未然防止に取り組む。

①充実した学級作り

- ・相互に支え合う豊かな人間関係を育む。
- ・規範意識を高め、正義の気風を確立する。
- ・体験学習等を通して思いやりの心を育てる。
- ・一人一人の自己肯定感を高める。
- ・自主的、民主的な集団を育てる

②教師の姿勢の明確化

- ・児童を肯定的に理解する。
- ・児童の個性を尊重する。
- ・サインに気付く感性を磨く。
- ・児童の訴えに耳を傾ける。
- ・トラブル解決までの構想をしっかりともつ

③校内指導体制の整備

- ・人権尊重教育を一層充実させる。
- ・いじめの防止に係る校内研修を年間計画の中に位置づける。
- ・教育相談体制を整備する。
- ・いじめ問題の指導計画を作成する。
- ・日頃の情報交換を密にする。
- ・いじめ防止の取り組みを学校評価の評価項目に位置づける。

④外部の方との連携

- ・学校運営支援協議会や民生委員と情報交換を行う。
- ・民区懇談会等で地域の方と情報交換を行う。

⑤職場の多忙化を解消する

- ・子どもと向き合う時間を確保する
- ※子どもを育てるという観点から大事なことの優先順位を考える

⑥保護者との連携

- ・家庭訪問、学級通信、電話連絡等でお互いの意思疎通を密にする。

(2) いじめ防止対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

学校内において、以下の構成メンバーにより、いじめの未然防止や起きたときの対応策について話し合う。

このメンバーを中心として、全職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○組織名称

いじめ対策委員会

○構成員

校長・副校長・主幹教諭・教務主任・生徒指導主事 他

○開催までの流れ

問題や相談があった場合、まず、生徒指導主事に報告する。生徒指導主事は該当学年のメンバーと対策委員会の開催の有無を含めて事案を検討し、開催が妥当と判断した場合は、問題を焦点化し、方針や対策を練った上で委員会を開催する。

○開催後の対応

生徒指導主事は話し合った内容について情報提供し、全職員が共通理解のもとで問題解決に当たれるようにする。また、児童に変容がみられた場合や方針と対策が変更された場合などはその都度知らせるようにする。

(3) いじめの早期発見の取り組み

①生活アンケート（いじめ調査）の活用

- ・学期に1回（6月、10月、2月）、計3回実施する。
- ・友達との関係で嫌な思いをしたと回答した児童へ面談を実施し、状況を詳しく把握する。
- ・いじめ対策委員会を開催し、訴えがいじめに該当するか判断する。
- ・いじめと認定される事案については、全校体制で対応する。

②心のポストの設置

- ・保健室前廊下にポストを設置し、児童の悩みに応える体制を整える。

③日常観察の充実（いじめの芽を早期に感じ取る感性を磨くために）

- ・休み時間や放課後、行事等での子どもの様子に目を光らせる。
- ・日記や連絡帳、面談、家庭訪問等で情報を素早くキャッチする。
- ・気付いたことをすぐに記録する。

④児童及び保護者の相談体制の整備

- ・スクールカウンセラーを有効に活用し、児童及び保護者の相談体制を整える。

※水曜日の10:00～14:00が基本（予約が優先となる）※4月の計画による

⑤情報共有の取り組み

- ・生活アンケート結果をもとにした聞き取りの結果を一覧表にまとめ、データベース化する。毎年データを蓄積することで、加害者になりやすい児童及び被害者になりやすい児童の傾向を把握し、指導に役立てる。
- ・問題が起きた場合は朝会や職員会議の場で全職員に情報を提供し、共通理解を図る。

⑥児童写真撮影

- ・児童の写真を撮り、子どもの顔と名前を一致させて日頃のコミュニケーションに役立てる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

①情報モラル教育の実施

- ・年に1～2回をめぐり、インターネットや携帯に潜む危険性を子ども達に伝える機会を設ける。
- ・道徳教育の中での情報モラル教育の充実を図る。

②保護者への啓蒙活動

- ・PTA総会や懇談会の場で話題にし、意識を高めてもらう。
※学校では携帯等をもたせないことを推奨している。
- ・携帯の所有や使い方に関するアンケートを実施し、結果を公表して意識を高める。
- ・PTAと連携し、話題に取り上げてもらう。

3 いじめに対する措置

4 重大事態への対処

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態と定義される（いじめ法第28条第1項）。

上に該当する場合は次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 組織を中心に、事実関係を明確にするための情報収集を行う。
- (4) 該当児童及び保護者に対し、調査した結果を適切に提供する。

令和8年4月